

令和5年度上川地区登山道補修等業務
仕様書

1. 業務名

令和5年度上川地区登山道補修等業務

2. 業務の目的

大雪山国立公園上川地区に所在する環境省所管の沼ノ平姿見の池線道路（歩道）について、周囲の植生の保護を図り登山者の適切な利用に供されるよう、荒廃が生じている箇所や荒廃が生じるおそれのある箇所を対象に登山道補修を実施するとともに、同路線及び松仙園線道路（歩道）並びにヤンベタツプ五色岳線道路（歩道）等における次年度以降の補修作業に向けた準備として、スノーモビルを活用した補修資材の荷上げ及びルート調査を実施するものである。

3. 業務の対象

(1) 登山道補修の対象区間

沼ノ平姿見の池線道路（歩道）のうち「沼ノ平分岐から当麻乗越まで」（別紙1「補修箇所位置図」参照）

(2) 補修資材の荷上げの対象箇所

沼ノ平姿見の池線道路（歩道）のうち「沼ノ平分岐から当麻乗越まで」及び松仙園線道路（歩道）のうち「二ノ沼から沼ノ平分岐まで」（別紙2「荷上げ走行位置図」参照）

(3) ルート調査の対象箇所

ヤンベタツプ五色岳線道路（歩道）及び大雪山縦走線道路（歩道）のうち「ヤンベタツプ川合流点から五色岳付近（忠別岳避難小屋）及びヒサゴ沼付近（ヒサゴ沼避難小屋）まで」（別紙3「ルート調査走行位置図」参照）

4. 業務の内容

(1) 登山道補修の実施

- 1) 別紙1に示した区間のうち、侵食が著しい箇所等を対象に、令和4年度における本業務等を通じて荷上げを行った補修資材約840kgを用いて補修を実施する（現地調査・準備1日、補修作業3日間程度を想定）。
- 2) 補修作業は別紙4「標準施工図」に示した内容を標準とし、当該区間で生じている問題点が解決するよう、現地の状況に即して施工すること。
- 3) 各箇所で使用する施工方法の詳細については、事前に環境省担当者と協議の上決定する。なお、補修作業にあたっては、荷上げた補修資材のほか、必要に応じて現地資材などを使用する。
- 4) 補修作業を実施した地点ごとに、実施前中後の写真をとりとめる。併せて、補修作業の実施内容を図面上にとりとめる。
- 5) 補修計画及び補修工事の内容については、以下を踏まえた内容とすること。
 - 1 「令和4年度大雪山国立公園上川地区登山道補修等業務完了報告書」
 - 2 「大雪山国立公園における登山道整備技術指針2016年改訂版」
 - 3 「大雪山国立公園登山道管理水準2015年改訂版」大雪山グレード

(2) 補修資材の荷上げ

- 1) 荷上げを行う補修資材（幅20cm×長さ180cm×高さ8cmの角材、約20kg/本）を基

本とする)は、発注者で準備する。

- 2) ペーパーパングムの駐車帯を基点に令和4年度の本業務で使用したスノーモビルの走行ルートの基本として、3.(2)の対象箇所、補修資材の荷上げを行い各箇所に留置する。なお、環境省担当官と調整の上、スノーモビルによる荷上げ距離の短縮化を図るため、林道の状況に応じて、積雪前に林道終点付近まで補修資材を運搬することとする。
- 3) スノーモビルによる荷上げの実施時期は、積雪状況を考慮の上、2月から3月にかけて行うものとし、1日あたりの荷上げ量は約270kg程度を想定し、合計9日間程度(総荷上げ量約2,400kg)で実施する。
- 4) 2)で実施する資材の荷上げに際して、今後の荷上げ作業をより効率的に行うための代替ルート及び荷上げ手法について検討及び試行調査を行う。
- 5) 自然公園法に基づく乗入れ規制地域及び林野内を走行するために必要な各種手続きについては、発注者において行う。

(3) ルート調査

- 1) 次年度以降における登山道等の維持管理にかかる資材運搬等を行うため、高原温泉の林道入口を基点に別紙3で示す令和4年度の本業務で使用したスノーモビルの走行ルートの基本として、走行可能時期の検討及び調査を行う。
- 2) 実施時期は、積雪状況を考慮のうえ2月から3月にかけて行うものとし、合計2日間程度実施する。
- 3) 自然公園法に基づく乗入れ規制地域及び林野内を走行するために必要な手続きについては、発注者において行う。

(4) 実施結果のとりまとめ

- 1) 業務報告書に(1)～(3)の実施結果についてとりまとめを行う。

5. 業務実施期間

契約締結日から令和6年3月28日までとする。

6. 業務完了報告書の提出期限、提出場所

受注者は業務の結果をまとめた報告書を作成し、下記に定めるとおり提出するものとする。

提出期限：令和6年3月28日

提出場所：大雪山国立公園管理事務所

提出部数：報告書2部(カラー20ページ程度)

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、及び本仕様書に記載がない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従わなければならない。
- (2) 本業務は、優れた自然環境を有する国立公園内の業務であることから、実施に当たってはその保全に十分配慮するものとする。
- (3) 乗入れ規制地域の走行及び調査では、一般利用者に誤解を与えないよう十分注意した上で作業に当たること。
- (4) 本業務実施時は、安全について充分配慮し行うこと。
- (5) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に帰属するものとする。
- (6) 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。